

静岡市有度山総合公園運動施設

静岡市城北運動場

静岡市清水長崎新田スポーツ広場

指 定 管 理 業 務 仕 様 書

令和2年10月

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

目 次

○業務仕様書

【1 施設の設置目的・運営方針】

- (1) 設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【2 指定管理業務の内容】

- (1) 指定管理業務を行う施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 指定管理者が直接行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 第三者に委託することができる業務・・・・・・・・ 5
- (4) 指定管理業務以外の業務・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施・・・・ 7
- (6) 指定管理者による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) 定期報告（月次報告）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 事業報告（年度報告）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (9) 次年度以降の事業計画書等の作成・・・・・・・・・・・・ 7
- (10) 障害者差別解消法への対応・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (11) 暴力団排除条例への対応・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (12) マニュアルの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (13) その他指定管理者が行わなければならない業務・・・・ 8

【3 指定期間】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【4 管理の基準等】

- (1) 開場時間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 使用許可等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 遵守すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 文書の管理及び保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (6) 情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (7) 施設管理におけるリスク分担・・・・・・・・・・・・ 12
- (8) 災害時におけるリスク分担・・・・・・・・・・・・ 12
- (9) 賠償責任と保険の加入・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (10) 備品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (11) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応・・・・ 14

【5 管理体制（組織）】

(1) 資格等	14
(2) 人員	14
(3) 非常時の体制	15
(4) その他	15

【6 指定管理経費】

(1) 指定管理料の上限額	16
(2) 積算経費	16
(3) 指定管理者の収入	16
(4) 直近3年間の収支決算額	17
(5) 利用料金の帰属	17
(6) 支払方法	17
(7) 修繕料の精算	17
(8) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更	17
(9) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い	17
(10) その他	18

【7 その他】

(1) 事務引継	18
(2) 文書引継	18
(3) 利用料金の決定	18
(4) 目的外使用許可等	18
(5) 市主催事業等への協力	19
(6) 監査への協力	19
(7) 原状回復	19
(8) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて	19
(9) 指定の取消等	20
(10) その他	20
(11) 協議	20

○別紙

【別紙 1】施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

【別紙 2】施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

【別紙 3】施設保守管理等仕様書

【別紙 4】直営施設に係る歳入徴収事務委託契約書（案）

【別紙 5】個人情報保護に関する取扱仕様書

【別紙 6】市と指定管理者のリスク分担表

○別表

【別表 1】備品リスト（3万円以上）

【別表 2】利用状況等実績表

【別表 3】利用料金の限度額と現在の利用料金

静岡市有度山総合公園運動施設等管理運営業務仕様書

本仕様書は、静岡市有度山総合公園運動施設、静岡市城北運動場及び静岡市清水長崎新田スポーツ広場（以下「有度山総合公園運動施設等」という。）指定管理者募集要項と一体のものであり、有度山総合公園運動施設等の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市有度山総合公園運動施設条例、静岡市城北運動場条例及び静岡市スポーツ広場条例（以下「有度山総合公園運動施設条例等」という。）に定めるもののほか、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

1 施設の設置目的・運営方針

(1) 設置目的

市は、市民の体育の振興及びレクリエーションの増進を図るため静岡市有度山総合公園運動施設（以下「有度山総合公園運動施設」という。）及び静岡市城北運動場（以下「城北運動場」という。）を、スポーツを通じた幅広い世代の交流の場を提供することによりスポーツの振興及び市民の健康の増進を図り、もって市民の文化的な生活の向上に資するため静岡市清水長崎新田スポーツ広場（以下「清水長崎新田スポーツ広場」という。）を設置する。

(2) 運営方針

有度山総合公園運動施設等は、テニスコート利用を通じた幅広い世代の交流の場を提供することにより、市民のスポーツ振興及びレクリエーションの増進を図ることを基本理念とする。

管理運営に当たっては、施設の設置目的を達成するため、法令や条例等を遵守すると共に、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努め、合わせて次のアからケまでの事項を遵守すること。

また、指定管理者は、管理運営に当たり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。

ア 有度山総合公園運動施設等の設置目的に則した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。

イ 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

ウ 利用者の意見や要望を管理運営に反映させるなど、利用者本位の運営を行い、サービスの向上に努めること。

エ 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努めるとともに、環境負荷の低減と施設・設備の良好な維持管理に努めること。

オ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

カ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。

キ ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

ク 個人情報の保護を徹底すること。

ケ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

コ 市及び地域と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

(3) 目標

5年後の数値目標は、次のとおりとする。

ア 各施設の利用者満足度を90%以上とする（参考：令和元年度利用者満足度98.2%）。

イ 市が実施するスポーツに関する市民意識調査において、成人の週1回以上のスポーツ実施率68%以上（静岡市スポーツ推進計画における指標）とする（参考：平成30年度スポーツに関する市民意識調査56.7%）。

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

ア 有度山総合公園運動施設

(ア) 所在地 静岡市駿河区小鹿1883番地の4外

(イ) 規模 木造 平家建 延べ床面積289.42㎡

(ウ) 施設内容

a クラブハウス

事務室、更衣室、シャワー室、トイレ、休憩所、多目的室

b テニスコート 砂入り人工芝10面（観覧席有り）

c ターゲットバードゴルフ場 天然芝9ホール

d グラウンドゴルフ場 天然芝12ホール

e 屋外トイレ 2ヶ所

f 駐車場

g その他附帯設備

(エ) 開館時期

a 平成15年5月（テニスコート）

b 平成16年6月（ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場）

イ 城北運動場

(ア) 所在地 静岡市葵区大岩町1番20号

(イ) 規模 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積206.87㎡

(ウ) 施設内容

a クラブハウス

1階 事務室、更衣室（シャワー室）、トイレ、休憩所

2階 多目的室

b テニス場 砂入り人工芝6面

c 相撲場

d 運動広場

e 屋外トイレ

f 駐車場

g その他附帯設備

(エ) 開館時期 昭和 58 年 3 月

ウ 清水長崎新田スポーツ広場

(ア) 所在地 静岡市清水区长崎新田 207 番地

(イ) 規模 鉄骨造 3 階建て 延べ床面積 2,312.87 m²

(ウ) 施設内容

a スポーツ交流センター

1 階 駐車場

2 階 事務室 (救急室有り)、軽運動室、多目的室、ロッカールーム (シャワールーム付)、トイレ

3 階 体育室、軽運動室、多目的室、和室 1、和室 2、トイレ

b テニスコート ゴムチップ 3 面

c スポーツ広場

d 屋外トイレ

e 駐車場

f その他附帯設備

(エ) 開館時期 平成 17 年 4 月

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められる場合など、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる (5 頁「(3) 第三者に委託することができる業務」を参照すること。)

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 利用者に対する業務 (静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムの利用に関すること。)

(ア) 施設の使用許可及び利用の制限等に関すること。

(イ) 施設の利用受付、利用方法等の案内及び指導等に関すること。

(ウ) 施設利用者登録 (あおいカード) に関すること。

(エ) 利用者及び周辺地域に対して誠意を持って対応すること。

また、新たな施設の設置や、大規模な改修等に関し、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に報告し対応すること。

(オ) 施設の年間利用計画を策定すること。

- (カ) 利用状況の把握と利用者状況報告書の作成
- (キ) 利用の手引き等を作成し、電話等による利用者の問い合わせや相談に対応すること。
- (ク) その他利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

- (ア) 施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。
- (イ) 施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。
- (ウ) 日常及び定期的な施設整備の点検と補修等の管理を行うこと。
- (エ) 災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。
- (オ) 事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに市等関係機関に報告し、その指示に従うこと。
- (カ) 施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。
- (キ) 器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片付け等を行うこと。
- (ク) 施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。
- (ケ) 駐車場及び駐輪場の適正な管理を行うこと。
- (コ) 管理用品及び消耗品等を購入すること。
- (サ) その他施設等の維持管理に必要な業務

ウ 有度山総合公園運動施設条例等に伴う事業内容の業務

- (ア) 静岡市有度山総合公園運動施設条例第 16 条に伴う事業内容の業務
 - a 公園施設としての事業の実施に関する事。
 - b 運動施設の利用の許可に関する事。
 - c 運動施設及び設備の維持管理に関する事。
 - d その他市長が必要があると認める業務
- (イ) 静岡市城北運動場条例第 18 条に伴う事業内容の業務
 - a スポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関する事。
 - b スポーツに係る教室の企画・運営に関する事。
 - c 運動場の利用の許可に関する事。
 - d 運動場の施設及び設備の維持管理に関する事。
 - e その他市長が必要があると認める業務
- (ウ) 静岡市スポーツ広場条例第 19 条に伴う事業内容の業務
 - a スポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関する事。
 - b スポーツ教室等の企画・運営に関する事。
 - c 清水長崎新田スポーツ広場の利用の許可に関する事。
 - d 清水長崎新田スポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関する事。
 - e その他市長が必要であると認める業務

エ 利用料金の徴収業務

有度山総合公園運動施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収は有度山総合公園運動施設条例等に基づき、適正に徴収すること。有度山総合公園運動施設等は利用料金制を採用するので、利用料金収入は指定管理者の収入とする。

また、教室など指定管理者が主催するソフト事業の実施に伴う収入も指定管理者の収入とする。これらの利用料金の取扱いについては、受払簿の作成、記入等により適正に管理すること。

オ 利用促進業務

(ア) 施設の広報誌、パンフレット及びホームページ等を作成し、積極的に広報を行うこと。

(イ) 利用促進のためのスポーツ行事等企画を行うこと。

カ 教室、イベント等事業の実施業務

(ア) スポーツ振興に係る事業の企画運営に関すること。

(イ) スポーツ振興の啓発に関すること。

詳しくは、別紙1「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

(3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務（設備の保守点検、修繕、清掃、警備等）については、第三者に委託することはできる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。第三者の使用は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。

なお、契約に当たっては静岡市暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者は指定管理者からの委託を受けることができないため、指定管理者は、委託先に対し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう毎年度依頼し、その写しを提出すること。

詳しくは、別紙2「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務」及び別紙3「施設保守管理等仕様書」を参照すること。

ア 有度山総合公園運動施設の業務内容

(ア) 機械警備業務

(イ) 清掃業務

(ウ) 消防設備保守点検業務

- (エ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (オ) 芝生維持管理及び樹木等植栽管理業務
- (カ) 浄化槽維持管理業務
- (キ) その他必要となる業務

イ 城北運動場の業務内容

- (ア) 機械警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 消防設備保守点検業務
- (エ) 建築設備等点検業務
- (オ) 樹木等植栽管理業務
- (カ) その他必要となる業務

ウ 清水長崎新田スポーツ広場の業務内容

- (ア) 機械警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 消防設備保守点検業務
- (エ) 防火対象物点検業務
- (オ) 空調設備保守点検業務
- (カ) 3階体育室エアコンフィルター清掃業務
- (キ) 昇降機保守点検業務
- (ク) 自動開閉装置保守点検業務
- (ケ) 電動式収納ステージ点検整備業務
- (コ) 夜間照明電気保安業務
- (サ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (シ) 建築設備等点検業務
- (ス) 草刈等維持管理業務
- (セ) 浄化槽維持管理業務
- (ソ) 貯水槽清掃業務
- (タ) その他必要となる業務

(4) 指定管理業務以外の業務

指定管理者との協定書を締結した後、地方自治法施行令第158条第1項に基づき、静岡市スポーツ施設に係る直営施設の使用料徴収業務委託契約を別途締結する。徴収業務は、静岡市体育館条例第8条、静岡市スポーツ広場条例第8条、静岡市テニス広場条例第7条、静岡市多目的スポーツグラウンド条例第8条、静岡市都市公園条例第17条、静岡市コミュニティセンター条例第7条及び静岡市恩田原スポーツ広場条例第6条の定める使用料とする(詳しくは、別紙4「直営施設に係る歳入徴収事務委託契約書(案)」を参照すること。)

(5) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施

市民アンケート調査及び利用者満足度調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

ア 市民アンケート調査（施設の利用者に限定しない調査）で施設の認知度調査等を毎年度実施し、管理運営に活かすこと。

イ 有度山総合公園運動施設等の利用者を対象とした利用者満足度調査を毎年度実施し、施設に対する満足度、利用者の実態等を調査し、管理運営に活かすこと。

(6) 指定管理者による自己評価

毎年度終了後1か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の指定管理業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

(7) 定期報告（月次報告）

指定管理者は、協定書で定める日までに次の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

ア 施設利用状況（開場日数、稼働率、利用者数等）

イ 一般職員及び資格の必要な職員の配置状況（勤務実績）

ウ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）

施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務の実施状況を含む。

エ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

(8) 事業報告（年度報告）

毎年度終了後1か月以内に次の内容を添付した事業報告書（様式第22号）を提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較）

イ 有度山総合公園運動施設等の各施設利用状況（利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）

ウ 指定管理業務収支状況報告書（様式第23号）

エ 財務諸表

オ 利用者からの意見、要望及び苦情の内容と対応状況

カ 利用満足度調査及び市民アンケート調査等の実施状況、考察（目標との比較）

キ 自己評価の結果

(9) 次年度以降の事業計画書等の作成

申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図った上で、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

(10) 障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法

律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

(11) 暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引」に基づき対応を行うこと。

(12) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定）を作成すること。

(13) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に関わる事項など、指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

イ 協議の実施

指定管理者は、管理運営に関して、必要に応じ市と協議すること。

ウ 是正勧告

事業報告の検査の結果、指定管理者の業務が基準に満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがある。

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 5 年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

4 管理の基準等

(1) 開場時間等

開場時間及び休場日は、原則として以下のとおりとする。

ア 有度山総合公園運動施設

(ア) 開場時間

区 分	開場時間	
テニスコート及びクラブハウス	4月1日～5月31日、8月1日～8月31日	午前9時から午後6時まで
	6月1日～7月31日	午前9時から午後7時まで
	9月1日～10月31日、2月1日～3月31日	午前9時から午後5時まで
	11月1日～翌年1月31日	午前9時から午後4時まで
ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場	午前9時から午後5時まで	

(イ) 休場日

12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場については、月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休日以外の日）も休場とする。

(ウ) その他

指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができる。

イ 城北運動場

(ア) 開場時間

区 分	開場時間	
テニス場及び運動広場	4月1日～5月31日、8月1日～8月31日	午前9時から午後6時まで
	6月1日～7月31日	午前9時から午後7時まで
	9月1日～10月31日、2月1日～3月31日	午前9時から午後5時まで
	11月1日～翌年1月31日	午前9時から午後4時まで
相撲場及びクラブハウス	午前9時から午後9時まで	

(イ) 休場日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) その他

指定管理者が特に必要があると認めるときは、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができる。

ウ 清水長崎新田スポーツ広場

(ア) 開場時間

区 分		開場時間
テニスコート	4月1日～5月31日、8月1日～8月31日	午前9時から午後6時まで
	6月1日～7月31日	午前9時から午後7時まで
	9月1日～10月31日、2月1日～3月31日	午前9時から午後5時まで
	11月1日～翌年1月31日	午前9時から午後4時まで
テニスコート以外		午前9時から午後9時まで

(イ) 休場日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) その他

指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができる。

(2) 使用許可等の基準

指定管理者は、施設利用の許可権を有し、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、利用の公平と平等を確保しなければならない。利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準と処分基準は、有度山総合公園運動施設条例等に基づき、施設利用に係る審査基準と処分基準は、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議の上、定めることとする（優先利用に関する基準も同様。）。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第5条第3項及び同条例第6条の規定により、当該施設において公表する。

ア 利用の不許可

以下のいずれかに該当するときは、有度山総合公園運動施設等の利用を許可しないことができる。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(イ) 有度山総合公園運動施設等の管理上支障があると認めるとき。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合のほか、条例及び規則に定められた事項に該当するなど、その利用を不相当と認めるとき。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、減免基準を定め、適切な方法により利用者に通知すること。

また、以下の点に留意すること。

(ア) 市が公用のために利用するときは、利用料金を免除することを認めるものとする。

(イ) 静岡市体育協会加盟の協会又は連盟が主催して行う年1回の市民大会（市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校・高等学校別等それぞれの大会を含む。）においては、

利用料金を免除することを認めるものとする。

(ウ) 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業においては、利用料金を免除することを認めるものとする。

(エ) 特別支援学校及び特別支援学級が教育活動又はこれに類する目的のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。

(オ) 障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

(3) 遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、各施設の設置条例及び同施行規則などのほか、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理運営を行うこと。

ア 地方自治法

イ 静岡市有度山総合公園運動施設条例

ウ 静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則

エ 静岡市城北運動場条例

オ 静岡市城北運動場条例施行規則

カ 静岡市スポーツ広場条例

キ 静岡市スポーツ広場条例施行規則

ク 労働関係法令

ケ その他関係法令

(4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規程に基づいて、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存する。

ア 管理に関する帳簿

(ア) 事業日誌

(イ) 施設運営に必要な諸規程

(ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表

(エ) 職員に関する書類

(オ) 設備及び備品に関する書類

(カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

- (ア) 各種施設管理に係る申請書
- (イ) その他必要と思われる書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
- (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
- (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
- (エ) 資金に関する帳簿及び書類
- (オ) その他必要と思われる書類等

エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙5「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

また、「静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱」に従って、防犯カメラ等管理責任者を置くこと。

(6) 情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別紙6「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

ただし、当該分担表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 大規模災害以外の災害時のリスク分担、役割等

協定書締結の際に市と指定管理者とで協議し、確認した内容を事業計画書に記載すること。

イ 大規模災害時のリスク分担、役割等

本市における公の施設には地震・風水害等の大規模災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、静岡市地域防災計画（以下「地域

防災計画」という。)に位置付けられている。

地域防災計画において有度山総合公園運動施設は動物救護センター、清水長崎新田スポーツ広場は地震緊急避難場所（一次避難地）として位置付けられているため、別途総務局危機管理総室危機管理課・総務課が作成したひな形により「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する必要がある。

また、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引－指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型－」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備するよう努めること。

なお、城北運動場は現段階では地域防災計画に位置付けのない施設であるが、今後地域防災計画において避難所等に位置付けられた場合は、同様の対応を行うものとする。

ウ 指定管理者は、災害時等の状況により、地域防災計画に定めのない事項について市から協力を求められた場合は、それに協力するよう努める義務を負うものとする。

(9) 賠償責任と保険の加入

ア 賠償責任保険

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両方で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上のことから、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の賠償責任保険に加入すること。

イ その他保険

その他必要に応じた保険に加入すること。

(10) 備品

施設に必要不可欠な設備備品については市が用意するものとし、管理運営業務の遂行に当たり必要となる事務用備品については指定管理者が負担するものとする。

市は、別表1「備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。

ただし、備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。

また、新たな備品の購入や更新については、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

なお、施設修繕の必要が生じた場合は、事前に市と協議するものとする。

(11) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、国、静岡県及び市から示された新型コロナウイルスその他新たな感染症に係る対応方針等に基づき、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

なお、全国的なイベント等については別途定める「全国的なイベント等の相談への施設管理者としての対応について」により対応すること。

5 管理体制（組織）

管理運営業務は、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、管理運営を効率的に行うため適正な人数の職員を配置すること。

また、配置する人員の勤務形態は、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。

(1) 資格等

ア 甲種防火管理者の資格を有している者を清水長崎新田スポーツ広場へ配置すること。

イ 開場時間中は、全施設に普通救命講習修了者が常駐すること。

ウ その他施設管理に必要な資格を有していること。

(2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。

また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

ア 有度山総合公園運動施設、城北運動場及び清水長崎新田スポーツ広場の3施設を一体として管理運営をするため、3施設を代表する責任者（以下「責任者」という。）を施設職員の中から1人、責任者を補佐する者（以下「補佐」という。）を施設職員の中から1人以上選任すること。

イ 有度山総合公園運動施設及び清水長崎新田スポーツ広場には、常時2人以上配置すること。

ウ 城北運動場には、午前8時30分から午後5時までは常時2人以上、午後5時以降は常時1人以上配置すること。

ただし、テニスコートの閉場時間が午後5時以降の場合は、閉場時間までは常時2人以上、閉場時間以降は常時1人以上配置すること。

エ 施設開場時間中は責任者又は補佐のうち、必ず1人以上は従事していること。

オ 職員の勤務体制は、労働基準法等を遵守し、施設の管理運営に支障がないように配慮すること。

また、利用実態に応じた人員配置を行い、利用者の要望に応えられるものとする。

カ 教室等事業の企画、利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。

(3) 非常時の体制

自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報すること。

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議の上、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は管理権原者（静岡市長）から次に掲げる権限が付与される。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (イ) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関する権限
- (エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
- (オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限
- (カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限
- (キ) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限
- (ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要な権限

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難施設等の管理に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AED研修会

AED（自動体外式除細動器）の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。

(4) その他

ア 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計画に明示すること。

イ 利用者数の実績

有度山総合公園運動施設等の利用者数は、別表2「利用状況等実績表」のとおりとする。

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理者が有度山総合公園運動施設等の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料と利用料金収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。

ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する利用料金や教室等事業費収入の見込額は控除した金額となっている。

33,423千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

市が各施設の指定管理料として積算した参考額は以下のとおりとし、施設ごとに提案する「事業計画に関する収支予算書」の3施設の総額が（1）指定管理料の上限額の範囲内であるものとする。

ア 有度山総合公園運動施設	13,109千円
イ 城北運動場	5,741千円
ウ 清水長崎新田スポーツ広場	14,573千円

(2) 積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、特別な理由がない限り変更や精算は行わない（修繕費を除く。）。

ただし、指定管理料には有度山総合公園運動施設等内に設置されている自動販売機等に係る光熱水費は含まない。

ア 人件費

イ 業務管理費（健康診断費、互助会費、業務総合調整費、安全管理費等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費等）

エ 一般管理費（退職金引当費、法定福利費等）

オ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料等）

カ 管理雑費

キ 消費税相当額

(3) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 利用料金

ウ 事業費収入（教室受講料等）

（４）直近３年間の収支決算額

有度山総合公園運動施設等の収支決算額は別表２「利用状況等実績表」、条例に定める利用料金の限度額と現在の利用料金は別表３「利用料金の限度額と現在の利用料金」のとおりとする。

（５）利用料金の帰属

指定管理期間開始前に現指定管理者が販売した回数券、事前予約により収納した利用料金は、現指定管理者の収入とする。

指定管理者は、これらの回数券、利用料金が事前収納された予約の利用があった時は、サービスの提供を行わなければならない。

なお、この取扱いは次回更新時も同様とする。

（６）支払方法

指定管理料は概算払いとし、年１２回の分割払いとする。支払期限については、協定書で定める期日までに協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

（７）修繕料の精算

修繕料については、次に示す金額を上限として、毎年度精算するものとする。

修繕料 ２,６４０千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各施設の上限額は以下のとおりとする。

ア 有度山総合公園運動施設	９９０千円
イ 城北運動場	６６０千円
ウ 清水長崎新田スポーツ広場	９９０千円

（８）施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更

施設の改修工事や設備の更新等が行うときは、利用調整をする等、その実施に協力しなければならない。

なお、改修等の結果、指定管理料の算定に差異が生じることとなった場合は、市と指定管理者で協議の上、契約を変更することができる。

また、変更契約により指定管理料の精算が生じた場合は、市及び指定管理者は速やかに精算をすること。

（９）指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用していくこと。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の

手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(10) その他

ア 指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、会計処理の透明性確保の観点から、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けなければならない。

イ 指定管理者は、本事業に関連する出入金の管理を、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

なお、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座は、1施設当たり1口座を原則とする。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は次の指定管理者の候補者が円滑かつ支障なく、運営管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。

また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程や方法、項目を決定するものとする。

なお、引継ぎに係る経費は候補者が負担するが、静岡市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書等については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、指定管理者が静岡市有度山総合公園運動施設条例別表、静岡市城北運動場条例別表及び静岡市スポーツ広場条例別表に定める利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。

(4) 目的外使用許可等

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置は目的外使用許可ではなく、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

なお、事業者については市が一括して公募する（自動販売機の光熱水費においては、設置業者から指定管理者が直接その経費を収受するものとする。）。

その他、売店等の業務については、指定管理者が目的外使用許可を得て行うことができ

る。施設の目的外使用をする場合は、毎年度、市に対して目的外使用許可申請をしなければならず、使用料の支払いが必要となる。

<参考>現在の目的外使用許可等の物件等一覧

ア 行政財産の目的外使用

- (ア) 自動販売機（食料品）（有度山総合公園運動施設）
- (イ) スポーツ用品等販売スペース（有度山総合公園運動施設及び城北運動場）
- (ウ) 中部電力パワーグリッド㈱・電柱（清水長崎新田スポーツ広場）
- (エ) 西日本電信電話㈱・電柱、支線（城北運動場）
- (オ) 災害用橋（清水長崎新田スポーツ広場）

イ 行政財産の一時使用

公営ポスター掲示板（城北運動場）

(5) 市主催事業等への協力

- ア 市が主催する事業等は優先的に実施できるよう市と協議すること（貸館、広報物の掲示等含む。）。
- イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。
- ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(6) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(7) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(8) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力会社・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

ア 契約しようとする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経

済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(9) 指定の取消等

ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

イ 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ウ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。

エ ア、イ及びウのほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

市と指定管理者のリスク分担は、別紙6「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

(10) その他

ア 職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施するなど施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

イ 利用者のニーズ、情報等を把握し、サービスの向上に努めること。

(11) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。